

# 横浜市子ども・子育て支援事業計画

子ども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン



# 第1章

## 横浜市子ども・子育て支援事業計画とは

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。
- 計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。
- 計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

# 第2章

## 子ども・青少年や 子育てを取り巻く状況



### 1. 人口や少子化の状況

- 出生数は減少傾向、合計特殊出生率は全国よりも低い水準で推移しており、依然として少子化が進行しています。

### 2. 家庭の状況

- **世帯状況の変化** 子どもがいる世帯の割合は減少しています。また、核家族が増加傾向にあるなど世帯の規模は縮小しています。
- **就労状況の変化** フルタイムで就労している母親の割合が増えており、共働き世帯の割合が増加傾向にあります。
- **子育ての不安感・負担感** 「子育てをしている現在の生活の満足度」は過去10年間で増加傾向です。一方、特に妊娠中や出産後半年くらいの間ににおいて、子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたことがある人の割合は増加しています。

### 3. 地域・社会の状況

- **地域のつながりの希薄化** 隣近所と比較的親密な付き合い方をしている人の割合が少ない状況です。一方、親密な付き合い方をしている人の方が子育ての満足度が高い傾向にあり、子育てにおいても地域のつながりづくりは重要な視点となっています。
- **情報化社会の進展** 子どものインターネット利用の早期化とともに、SNSなどによるトラブル、生活習慣の乱れなど、様々な問題も指摘されています。
- **国際化の状況と多文化共生** 本市の外国人人口は2019年には10万人を超えるなど増加傾向であり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

# 第3章

## 本市の目指すべき姿と基本的な視点

### 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

### 計画推進のための基本的な視点

子ども・青少年の視点に立った支援

全ての子ども・青少年への支援

それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援

子どもの内在する力を引き出す支援

家庭の子育て力を高めるための支援

様々な担い手による社会全体での支援  
～自助・共助・公助～

# 第4章

## 施策の体系

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

### 施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

### 施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策6 地域における子育て支援の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

### 施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

# 乳幼児期の保育・教育の充実と 学齢期までの切れ目のない支援

## 施策の概要

- 保育・幼児教育の「質の確保・向上」、保育所等の整備による「場の確保」、保育士等の採用や定着支援などの「保育・幼児教育を担う人材の確保」に一体的に取り組むとともに、多様化する保育ニーズへの対応など、横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進めます。

## 目標・方向性

- 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保・向上
- 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
- 保育・幼児教育の場の確保
- 保育・幼児教育を担う人材の確保
- 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

## 現状と課題

- 人間形成の基礎をつくる乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねることが大切です。
- 多様な保育・教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。
- 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められています。
- 保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。一方、地域によっては育児休業取得者の増加や就学前児童数の減少などにより定員割れが発生しており、ニーズの変化に合わせた取組が必要です。
- 保育需要の高まりに伴い、保育士等の保育・幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。
- 障害、外国籍、アレルギーなど、個別的な配慮が必要となる子どもへの支援が求められています。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 保育所等待機児童数	46人※平成31年4月	0人※毎年4月
● 園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)

## 主な事業・取組

- 園内研修・研究の推進
- 保育・教育施設に対する巡回訪問
- 保育・幼児教育の場の確保

- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- 保育士宿舎借上支援事業
- 就職面接会及び保育所見学会事業
- 保育所等での一時保育
- 病児保育事業、病後児保育事業
- 保育・教育コンシェルジュ事業 など



# 学齢期から青年期までの 子ども・青少年の育成施策の推進

## 施策の概要

- 子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、その質の維持・向上を進めます。
- 全ての子ども・青少年が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り、支えるため、地域における環境づくりを進めます。

## 目標・方向性

- 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり
- 子ども・青少年の成長を支える基盤づくり
- 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

## 現状と課題

- 学校・家庭以外の第三の場における多様な交流や体験の機会を創出することで、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育んでいくことが大切です。
- 子どもが小学校へ入学した後も就労を継続し、または就労し始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。
- 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じた主体的な活動ができる場としていく必要があります。また、配慮が必要な児童の増加等に伴い、職員に専門性が求められています。
- 放課後キッズクラブの全校設置により、留守家庭児童等の 19 時までの居場所の提供ができたことを踏まえ、今後は、質の向上を目的に、ニーズや事業の趣旨に沿った見直しが必要です。
- 地域資源が連携しネットワークを構築することで、地域全体で子ども・青少年を見守る意識を醸成し、予防的な支援や、課題が顕在化した場合に早期に支援につなげられる環境づくりに取り組むことが必要です。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%	100%※毎年度
● 青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人／年	692,323人／年

## 主な事業・取組

放課後児童育成事業

青少年の地域活動拠点づくり事業

子ども・青少年の体験活動の推進

プレイパーク支援事業

青少年育成に係る人材育成等の取組

青少年育成に係る広報・啓発の実施

# 若者の自立支援施策の充実

## 施策の概要

- ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じ、次のステップアップにつながる段階的かつ切れ目のない支援を行います。

## 目標・方向性

- 若者自立支援機関などによる支援の充実
- 社会全体で見守る環境づくり



## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人／年	1,800人／年
● 寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,830人(累計)

## 主な事業・取組

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業
- よこはま型若者自立塾

## 現状と課題

- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者は、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- 本市では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方が約15,000人いると推計されています。
- 家庭・社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっています。社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが高まっています。
- 本人・家族ともに相談先があることを知らないなど、支援機関等に相談できずに抱え込んでしまうことで、青少年・若者の困難な状況が長期化・深刻化する前に、早期に発見し支援につなげることが求められています。
- 本人が再び社会参画に向けて歩き出すため、ひきこもり状態にある若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要です。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないよう、支援機関や地域での見守りが必要です。

- 寄り添い型生活支援事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 身近な地域に出向いた相談等の実施
- 若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築など

# 基本 施策 4

# 障害児への支援の充実



## 施策の概要

- 増加傾向にある発達障害など、障害児が早期に支援を受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図るとともに、障害児通所支援のサービスの質の維持・向上を図ります。
- 医療的ケア児等が在宅生活において必要とする、医療・福祉・教育分野等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。

## 目標・方向性

1. 地域療育センターを中心とした支援の充実
2. 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
3. 学齢障害児に対する支援の充実
4. 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
5. 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
6. 障害への理解促進

## 現状と課題

- 軽度の知的障害児や知的な遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。また、地域療育センターの新規利用児も増加しており、そのうち約7割が発達障害児となっています。
- 障害児通所支援事業所数が増加しており、サービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 障害児相談支援事業所の不足等により、障害児に必要なサービス利用を選択できる支援体制の確立が課題となっています。
- 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制の構築が求められています。
- 療育と教育の連携により、障害の状態や特性に応じた支援を充実させるとともに、切れ目のない一貫した支援が求められています。
- 幼少期・学齢期から障害のある人たちに出会いつながることで、障害への理解を深めていくことが重要です。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月
● 児童発達支援事業の延べ利用者数(地域療育センター含む)	245,283人／年	318,310人／年
● 放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人／年	1,080,000人／年

## 主な事業・取組

- 地域療育センター運営事業
- 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- 学齢後期障害児支援事業の拡充
- 障害児入所施設の再整備
- 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- メディカルショートステイ事業の推進
- 市民の障害理解の促進 など

# 基本 施策 5

# 生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実



## 施策の概要

- 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- 心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援を受けられるよう、相談体制の強化等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

## 目標・方向性

- 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

## 現状と課題

- 子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が約75%となっており、子どもを産み育てるイメージを持ちにくくなっています。また、本市では出産する女性の3人に1人が35歳以上の高齢出産となっています。
- 若い世代が主体的にライフプランを選択することができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。
- 出産後、約1割の産婦が「産後うつ」を発症すると言われています。心の不調を抱える妊産婦を早期に把握するとともに、妊娠期からの適切な支援を行う必要があります。
- 妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とネットワークを築き、包括的な支援ができる環境づくりが重要です。
- より安全で安心な出産ができる環境づくりや、小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
● 産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%

## 主な事業・取組

- 不妊相談・治療費助成事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実

- 妊娠届出時の面接(母子保健コーディネーター)
- 産後母子ケア事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 産婦健康診査事業
- 育児支援家庭訪問事業 など

# 基本 施策 6

# 地域における子育て支援の充実

## 施策の概要

- 安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

## 目標・方向性

- 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
- 地域における子育て支援の質の向上
- 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

## 現状と課題

- 子育てに関して日常的に感じる小さな疑問や困り事を、気軽に相談し解決できる場を、身近な場所につくることが求められています。
- 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加傾向にあります。利用目的として、「保護者同士の交流」も多く、妊娠期から仲間づくりを支援することも、子育て支援の役割として求められています。
- 地域における様々な世代、立場の方に子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。
- 地域子育て支援拠点における相談件数は増加しています。支援者のスキルアップや支援者同士の連携による質の向上が求められています。さらに、これまで地域の支援を利用していなかった方にも利用して頂けるよう、新たな支援方法の検討も必要です。
- 一時的な預かりニーズに応えることで、子育てに伴う身体的・精神的な負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められています。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値
● 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0%※令和5年度

## 主な事業・取組

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 親と子のつどいの広場事業
- 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実

- 保育所子育てひろば、幼稚園はまっこ広場
- 地域子育て支援スタッフの育成
- 子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
- 乳幼児一時預かり事業
- 横浜子育てサポートシステム事業 など

## 施策の概要

- ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。
- DVの防止に向け、広報・啓発を行うとともに、DV等の被害者に対し、相談から保護、自立に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。

## 目標・方向性

- ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
- DV被害者や困難を抱える女性との子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

## 現状と課題

- 本市のひとり親家庭は、母子家庭が22,803世帯、父子家庭が3,588世帯(平成27年国勢調査)となっています。母子家庭では生活費に関すること、父子家庭では家事や相談相手に関する悩みが多い傾向にあります。
- ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、疾病・障害などの課題を抱えている場合があり、自立に向けて、個々の家庭の状況に応じた対応が必要です。
- 行政による支援だけでなく、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。また、支援情報について、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。
- 平成30年度のDV相談件数は4,842件であり、ほぼ横ばいで推移しています。男性からの相談は全体の約1割ですが、年々増加傾向にあります。
- DVと児童虐待は相互に重複することも多く、国においてもDV対応と児童虐待対応の連携強化が掲げられていることから、本市においても子どもへの支援や児童相談所と区役所との連携強化が必要です。
- 女性緊急一時保護件数は平成25年度をピークに減少傾向にあり、相談者が一時保護に至らなかった場合、相談後の危険性が高まることが懸念されるため、相談者のニーズに合った、適切な支援策の検討が必要です。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 支援により就労に至ったひとり親の数	460人／年	2,300人(5か年)
● ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人／年	6,000人／年

## 主な事業・取組

- ひとり親家庭等自立支援事業
- 日常生活支援事業(ヘルパー派遣)
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- ひとり親の自立支援に関する連携協定
- 女性相談保護事業
- DV被害者支援
- 女性緊急一時保護施設補助事業
- 母子生活支援施設緊急一時保護事業



## 施策の概要

- 子どもの命と権利を守るため、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化するとともに、児童相談所及び区役所の機能強化、職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携強化など児童虐待防止対策を総合的に推進します。
- 様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などのより家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実を図ります。

## 目標・方向性

- 児童虐待防止対策の総合的な推進
- 児童虐待対応における支援策の充実
- 社会的養護体制の充実
- 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

## 現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は年々増加しています。深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行える体制の充実、専門性の高い人材の育成と確保が急務となっています。
- 児童の権利擁護のため、一時保護所の環境改善や一時保護期間の短縮化に向けた取組が必要です。
- 区役所における子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向け、「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を行う必要があります。
- 児童虐待死亡事例のうち、0歳児が約6割を占めています。産後の児童虐待を未然に防止するために、産前・産後の支援の取組強化が必要です。
- 家庭養育の推進に向け、里親や特別養子縁組等に関する制度の認知度を高めるとともに、関係機関が連携して里親を支援する体制の充実が必要です。
- 児童養護施設等の退所者に対して、就労・進学支援、生活相談等、安定した生活を送るための支援を計画的に提供する必要があります。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● 虐待死の根絶	0人	0人※毎年度
● 里親等への新規委託児童数	32人／年	170人(5か年)

## 主な事業・取組

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討
- 児童虐待防止の広報・啓発
- 児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成

- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 里親等委託の推進
- 区役所における人材育成 など

## 施策の概要

- ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業等への支援や、男女が共に家事や子育てを担うための啓発等を進めます。
- 社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にする機運の醸成に取り組むとともに、事件・事故から子どもを守るために取組や、子育て家庭にも優しい環境整備の推進により、安全・安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。

## 目標・方向性

1. ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくり
2. 子どもを大切にする社会的な機運の醸成
3. 安全・安心の地域づくり

## 現状と課題

- 共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女が共に働きやすく、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを進めることができます。
- 男性の育児休業取得について肯定的な考え方の割合が高い一方で、育児休業を取得した割合は依然として低い状況が続いています。
- 企業に対してワーク・ライフ・バランスを推進するための働きかけを継続的に行い、支援していくことが重要です。また、市民に対して、普及啓発や仕事と仕事以外の生活の両立に取り組むきっかけづくりが必要です。
- 子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたことが「よくあった」という人の割合が増加傾向にあります。地域で安心して子育てができるよう、子育てを応援する社会的な機運を醸成していく必要があります。
- 不慮の事故による小児の死亡や、通学中や園外活動中等に事件・事故に巻き込まれる事案が発生しています。地域で安全に暮らしていくために、啓発等を進めるとともに、危険から子どもを守るための取組が必要です。

## 指標

指標名	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
● よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所／年	1,170事業所(5か年)
● 市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2%※平成29年度	13%

## 主な事業・取組

- 企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」
- 企業を対象としたセミナー等の実施
- 共に子育てをするための家事・育児支援
- 祖父母世代に向けた孫育て支援
- 子どもの事故予防啓発事業
- 地域防犯活動支援事業

- 「トツキトウカ YOKOHAMA」プロジェクトの推進
- 地域における子どもの居場所づくりに対する支援



# 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業 に関する量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、平成30年度に実施した利用ニーズ把握のための調査の結果等を踏まえ、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めます。

## 保育・教育に関する施設・事業

年度		令和2年度				令和3年度			
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳
量の見込み		6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0~2歳児児童数)		39.0%				40.9%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223
	確認を受けない幼稚園(※2)				25,938				21,007
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230

年度		令和4年度				令和5年度			
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳
量の見込み		7,406	26,686	47,531	40,526	7,681	27,352	48,606	37,621
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0~2歳児児童数)		42.6%				44.2%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,484	23,097	47,398	23,855	6,719	23,780	48,518	22,980
	確認を受けない幼稚園(※2)				17,971				15,442
	地域型保育・横浜保育室	922	3,589	133		962	3,572	88	
	計	7,406	26,686	47,531	41,826	7,681	27,352	48,606	38,422

年度		令和6年度			
教育・保育給付認定区分(※1)		3号		2号	1号
年齢		0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳
量の見込み		7,941	28,007	49,683	35,014
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0~2歳児児童数)		45.7%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園(※2)				13,297
	地域型保育・横浜保育室	1,030	3,778	88	
	計	7,941	28,007	49,683	35,014

※1 「教育・保育給付認定区分」

1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号:満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

※2 「確認を受けない幼稚園」:私学助成により運営する幼稚園

## 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法 上の事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み、下段:確保方策				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦に対して健康診査 を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数 (回/年)	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
			332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数 (件/年)	25,117	24,872	24,728	24,642	24,579
			25,117	24,872	24,728	24,642	24,579
子育て短期支援事業	ショートステイ	訪問率 (%)	94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%
			94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%
養育支援訪問事業 及び要保護児童対策 地域協議会その他の 者による要保護児童 等に対する支援に 資する事業	トワイライトステイ	延べ利用者数 (人/年)	773	802	831	860	889
			773	802	831	860	889
母子生活支援施設 緊急一時保護事業		延べ利用世帯 数(世帯/年)	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
			5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (回/年)	92	92	92	92	92
			92	92	92	92	92
要保護児童対策地域協議会		検討会議件数 (件/年)	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
			4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数 (か所)	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
			2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
利用者支援に関する事 業	横浜子育てパートナー	実施箇所数 (か所)	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
			3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
保育・教育コンシェルジュ	養育支援家庭訪問事業	実施箇所数 (か所)	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
			8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
母子保健コーディネーター	ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
			1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数 (人/月)	29	29	29	29	29
			26	29	29	29	29
放課後児童 健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、 放課後児童クラブ	登録児童数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563
			定員数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494
地域子育て支援 拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援拠点</li> <li>● 親と子のつどいの広場</li> <li>● 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場</li> <li>● その他 (非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所子育て広場(非常設)、幼稚園はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)</li> </ul>	延べ利用者数 (人/月)	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
			70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
一時預かり事業、 子育て援助活動 支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)	延べ利用者数 (人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
			287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
	幼稚園での預かり保育(2号)	延べ利用者数 (人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
	その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所での一時保育</li> <li>● 横浜保育室での一時保育</li> <li>● 乳幼児一時預かり</li> <li>● 親と子のつどいの広場での一時預かり</li> <li>● 横浜子育てサポートシステム</li> <li>● 24時間型緊急一時保育</li> <li>● 休日一時保育</li> </ul>	延べ利用者数 (人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517

# 計画の推進体制等

## 1. 計画の点検・評価

- 本市では、学識経験者、子育ての当事者や支援者及び保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。
- 子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、横浜市子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度、点検・評価を行っていきます。



## 2. 様々な主体による計画の推進

- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を社会全体の課題としてとらえ、取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働しながら計画を推進していきます。

## 3. 子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めています。

## 4. 子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 支援が必要な人に必要な情報や支援を届けるために、各事業の充実に加えて、情報発信・提供等の観点も踏まえながら、計画を推進していきます。





## 第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月発行

子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

横浜市こども青少年局企画調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

📞 045-671-4281 | FAX 045-663-8061 | 📩 kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ | 横浜市 子ども・子育て支援事業計画 | 検索